

信州大学知の森基金
信州大学入学サポート奨学金 募集要項



本奨学金制度は、2027 年 4 月に信州大学に入学を希望する、学業優秀な高校生等に対して、経済的理由により本学への進学を諦めることのないよう、入学時に必要な学資の一部を奨学金として給付して支援することを目的としています。

申請の対象

次のいずれにも該当する者

- (1) 日本の高等学校又は中等教育学校を 2027 年 3 月卒業見込みの者。
- (2) 本学の総合型選抜、学校推薦型選抜又は一般選抜（前期日程）に出願し、若しくは出願を予定する者で、合格した場合に入学することを確約できる者。
- (3) 父母の令和 8 年度の住民税課税標準額の合計が **125 万円**（給与収入の目安は 400～600 万円）以下である者。 ※住民税課税標準額＝総所得金額－所得控除合計額

申請の概要

1. 給付額

奨学金の額は次のとおりとし、一時金として給付します。

日本学生支援機構給付奨学金の採用区分	奨学金額
第Ⅰ区分	10 万円
第Ⅱ区分	20 万円
第Ⅲ区分	30 万円
第Ⅰ区分(多世帯)、第Ⅱ区分(多世帯)、第Ⅲ区分(多世帯)、第Ⅳ区分(多世帯)、多子世帯	10 万円
対象外（申請なしを含む）	40 万円

※給付型・貸与型を問わず、他の奨学金との併用が可能です。

2. 採用者数

20 人程度

3. 申請書類

次の ①～⑥ の書類を全て提出してください。 ★⑦ は該当者のみ提出してください。

- ① 信州大学知の森基金信州大学入学サポート奨学金申請書類チェックリスト
- ② 【様式 1】信州大学知の森基金信州大学入学サポート奨学金申請書
- ③ 在学証明書
- ④ 申請者が属する世帯全員分の住民票
- ⑤ 父母の令和 8 年度所得・課税証明書
- ⑥ 結果通知用封筒（110 円切手を貼付したもの）
- ⑦ 受験票（総合型選抜、学校推薦型選抜に出願（インターネット出願）済で、ダウンロード可能な方）

※申請書類の詳細については、①申請書類チェックリストにて確認してください。

※①～②の書類は信州大学学生総合支援センターホームページ（授業料免除・奨学金→信州大学知の森基金奨学金）よりダウンロードできます。

https://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/scholarship/kikin.html



4. 申請方法

申請者は、「3. 申請書類」一式を下記提出先に郵送（簡易書留，レターパックライト等送付した記録が残る配達手段）にて提出してください。

提出先 〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1
信州大学学生総合支援センター 経済支援グループ
(郵送封筒表面に「入学サポート奨学金申請書類在中」と朱書きしてください。)

5. 申請期間

2026年11月16日（月）～2026年11月27日（金） 【必着】

6. 受給内定者・受給候補者の決定

申請書類により、本学への入学意欲、家計状況を総合的に審査し、受給内定者及び受給候補者を決定します。選考結果を文書にて、申請者全員に、**2027年1月6日（水）**に発送いたします。

- ・受給内定者・・・総合型選抜、学校推薦型選抜又は一般選抜（前期日程）の合格により、受給決定者となる者。
- ・受給候補者・・・受給内定者の入試合否等により、受給決定者の数に欠員が生じた場合、繰り上がって受給決定者となる可能性がある者。

7. 奨学金受給者の決定（一般選抜（前期日程）合格発表日）

総合型選抜、学校推薦型選抜又は一般選抜（前期日程）に合格した受給内定者を受給決定者とし、ただし、受給内定者の合否によって奨学金受給決定者が20人に満たない場合は、受給候補者を順次繰り上げて受給決定者とします。最終結果の通知は、**2027年3月8日（月）**に発送します。

なお、本学入試に出願しなかった者及び入試不合格者は選考対象となりませんので、通知書の送付はいたしません。

8. 奨学金の給付

2027年3月24日（水）に、入学手続を完了した受給決定者の口座に10万円を振り込み、2027年8月に日本学生支援機構給付奨学金の採用状況に応じた金額を振り込みます。

日本学生支援機構 給付奨学金の採用区分	《 初回給付 》 2027年3月24日(水)	《 追加給付 》 2027年8月
第Ⅰ区分	10万円	0円
第Ⅱ区分		10万円
第Ⅲ区分		20万円
第Ⅰ区分(多子世帯)、第Ⅱ区分(多子世帯)、第Ⅲ区分(多子世帯)、 第Ⅳ区分(多子世帯)、多子世帯		0円
対象外（申請なしを含む）		30万円

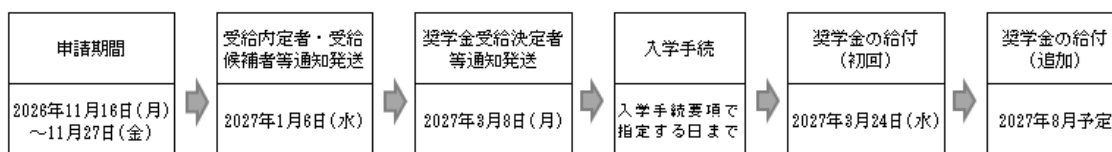
9. 奨学金の返還

給付された奨学金は、原則として返還の必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 入学を辞退したとき。
- (2) 入学後1年以内に退学したとき、または除籍されたとき。
- (3) 入学後1年以内に本学の学内規則等に規定する懲戒の処分を受けたとき。
- (4) 申請内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (5) その他給付の決定を受けた者として適当でないと判断される事実があったとき。

10. その他留意事項

- (1) 本奨学金の申請・選考は、入学試験の合否に全く影響いたしません。
- (2) 本奨学金の申請において提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) 本奨学金の申請書類等に記載されている個人情報については、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に利用することは一切ありません。



(お問い合わせ先)
 信州大学学生総合支援センター
 経済支援グループ
 Tel：0263-37-2199